



滝沢村告示第76号

滝沢村交流拠点複合施設等設計業務プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成24年4月23日

滝沢村長 柳村典秀



1 業務概要

- (1) 業務名称 滝沢村交流拠点複合施設等設計業務
- (2) 履行場所 岩手郡滝沢村鶉飼地内
- (3) 業務内容 交流拠点複合施設、産業雇用創造センター及び消防屯所の基本設計及び実施設計並びに造成詳細設計及び地質調査
- (4) 履行期間 平成24年10月から平成26年3月まで(予定)

2 参加資格

- (1) プロポーザルの参加者は、次のすべての要件を満たしている者とする。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 参加表明書の提出時点において、国又は地方公共団体から建設コンサルタント業務(地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務)に関し、指名停止の措置を受けていない者
 - ウ 滝沢村競争入札参加資格者名簿に登録されている者
 - エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けている者
 - オ 平成8年以降に竣工した次のすべての施設の建築設計実績を有している者
 - ①延床面積500㎡以上の図書館又は図書室
 - ②客席300席以上の文化ホール
 - ③延床面積3,000㎡以上の文化的施設(劇場、観覧場、公会堂、コンサートホール、地区コミュニティ施設、公民館、図書館、博物館、美術館、ギャラリー、郷土資料館、保健センター、福祉センター等施設)
 - カ 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - キ 設計共同体でない者。ただし、滝沢村交流拠点複合施設等設計業務プロポーザル実施要領による協力者(協力事務所)を除く。

3 手続等

(1) 事務局（各書類交付及び提出先）

〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶯飼字中鶯飼 55 番地

滝沢村住民環境部交流拠点整備室

電話 019-684-2111(代) FAX 019-684-1517

E-mail kyoten@vill.takizawa.iwate.jp

(2) 実施要領の交付

実施要領の交付は、事務局の窓口及び滝沢村のホームページにおいて行うものとする。(実施要領及び各種申請書類は、滝沢村のホームページからダウンロードが可能であること。)なお、郵送により請求する場合は、事務局あて返信先を明記のうえ、返信用切手 390 円を添えて郵送により請求するものとする。

(3) 質問及び回答

質問は、質問書の提出により行うものとし、口頭による質問は、受け付けないものとする。なお、質問に対する回答は、一括してまとめた後、平成 24 年 5 月 16 日(水)までに滝沢村のホームページにおいて掲載するものとする。

提出期限 平成 24 年 5 月 9 日(水) 正午まで

提出場所 事務局

提出方法 電子メール

(4) 参加表明書の提出

提出期限 平成 24 年 5 月 23 日(水)

提出場所 事務局

提出部数 1 部

提出方法 持参又は郵送(宅配を含む。)

参加資格 参加者の参加資格を確認し、平成 24 年 5 月 30 日(水)午後 5 時までに事務局から参加資格確認結果を通知するものとする。

(5) 技術提案書の提出

提出期限 平成 24 年 6 月 27 日(水)

提出場所 事務局

提出方法 持参又は郵送(宅配を含む。)

4 プロポーザル審査方式

本プロポーザルは、2 段階審査方式で実施するものとする。

技術提案書の提出のあった者のうちから第 1 次審査(書類審査)により 5 者程度を選定するものとする。第 1 次審査で選定した者を対象に第 2 次審査(ヒアリング)を実施し、最終選考のうえ、最優秀及び優秀各 1 者を選定するものとする。

(1) 第 1 次審査 平成 24 年 7 月 4 日(水)、7 月 13 日(金)(予定)

(2) 第 2 次審査 平成 24 年 7 月 31 日(火)(予定)

5 プロポーザル審査方法

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、学識経験者を含めた滝沢村交流拠点複合施設等設計業務プロポーザル審査委員会が行うものとする。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、第1次審査及び第2次審査ごとにそれぞれ通知するものとする。

6 最優秀者等の取扱い

本プロポーザルの最優秀者は、滝沢村交流拠点複合施設等設計業務の委託予定者とするものとする。ただし、最優秀者が契約締結までの間に失格事項が判明したとき、又は辞退したときは、次点者（優秀者）と協議を行うものとする。

7 その他

本プロポーザルに関し必要な事項は、「滝沢村交流拠点複合施設等設計業務プロポーザル実施要領」によるものとする。